

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 五月 二十九日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たものき内科クリニック	大館市常盤木町二一八	令和八年六月四日
けまない皮膚科クリニック	鹿角市十和田毛馬内字城ノ下一九	令和八年六月一日
医療法人社団杏真会 まっこいしや高橋医院	仙北郡美郷町六郷字馬町六四番地	令和八年六月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 五月 二十九日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ほどの歯科クリニック	秋田市保戸野桜町一九番三号	令和八年六月二日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 五月 二十九日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
十文字だいたい薬局	横手市十文字町仁井田字東二二一	令和八年六月二十日